

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第6回）

議事録

日 時：令和元年12月20日（金）10:50～11:00

場 所：官邸4階大会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官（議長）
森 まさこ 法務大臣（議長）
麻生 太郎 内閣府特命担当大臣（金融）兼財務大臣
赤羽 一嘉 国土交通大臣
衛藤 晟一 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、少子化対策）
竹本 直一 内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）
加藤 勝信 厚生労働大臣
梶山 弘志 経済産業大臣
北村 誠吾 まち・ひと・しごと創生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（地方創生）
武田 良太 内閣府特命担当大臣（防災）兼国家公安委員会委員長
西村 康稔 経済再生担当大臣
萩生田光一 文部科学大臣
木村 弥生 総務大臣政務官
中谷 真一 外務大臣政務官
藤木 眞也 農林水産大臣政務官
八木 哲也 環境大臣政務官

（議事録）

○森法務大臣 ただ今から、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催します。

まず、特定技能制度の運用状況について、私から説明します。

資料1の1ページ目の右下を御覧ください。本年11月末現在の特定技能在留外国人数は、1,019人となっています。

資料1の2ページ目を御覧ください。

特定技能試験については、本年11月末までに8分野において、合計3,322人が合格しています。

なお、資料には記載していませんが、昨日までの合格者数は、4,962人と5千人に迫っています。今年度内に、全14分野で受験者数1万人規模の試験を実施する予定です。

議題1について、御発言はございますか。

（発言なし）

それでは、次の議題である「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂について」に移ります。

これは、昨年末に決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について、

6月に取りまとめた総合的対応策の充実策の方向性に沿って、改訂するものです。

資料2の1が主な施策の概要、資料2の2が詳細な概要で、資料2の3が本文の案です。本日の関係閣僚会議で、本案を御了解いただきたいと考えておりますところ、私から、その概要について説明します。

資料2の1をご覧ください。

まずはじめに「外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組」については、地域における外国人材と企業とのマッチングの支援、特定技能試験の受験資格対象者の拡大などの施策を盛り込んでいます。

次に「生活者としての外国人に対する支援」については、「外国人共生センター」を設置し、地方からの問合せへの対応や、研修等の地方に対する支援を実施すること、やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成などの施策を盛り込んでおります。

最後に、「新たな在留管理体制の構築」として、留学生の在籍管理が不適正な大学等についての在留資格審査の厳格化、技能実習生について、日本人との同等報酬の確認を徹底するとともに、人権侵害などやむを得ない場合には実習先の変更が可能なことの周知などの施策を盛り込んでいます。

なお、資料2の4におきまして、総合的対応策の進捗状況をとりまとめておりますので、御報告いたします。

説明は以上です。

次に、武田内閣府特命担当大臣から御発言願います。

○武田内閣府特命担当大臣 災害時に、外国人が避難行動に必要な情報を入手できるようにするため、内閣府と関係省庁が連携して、多言語で災害情報を発信する取組を進めております。

具体的には、これまでに、アプリやホームページを通じて気象や避難に関する情報を11か国語で発信できるようにしたところであり、今年度中に、さらに対象言語を14か国語まで拡大する予定です。

今後とも、これらの取組を着実に進めて参ります。

○森法務大臣 ありがとうございます。次に、萩生田文部科学大臣から御発言願います。

○萩生田文部科学大臣 文部科学省では、全国各地における日本語教育の体制整備、外国人の子供に対するきめ細かな指導の充実、留学生の国内就職支援や在籍管理の徹底を柱に、外国人材の受入れ・共生のための環境整備を引き続き強力で推進してまいります。

特に、外国人の子供の教育に関しては、9月に公表した義務教育段階の就学状況に関する初めての全国調査の結果を踏まえ、各自治体が行う就学促進の取組を支援してまいります。

○森法務大臣 ありがとうございます。次に、加藤厚生労働大臣から御発言願います。

○加藤厚生労働大臣 厚生労働省としては、今般の改訂に基づき、現地説明会など介護分野でのマッチングを行う地方公共団体への財政支援、外国人材が地域で円滑に就職できるよう、都道府県と労働局が一体となって支援するノウハウを開発・蓄積するためのモデル

事業の実施、「外国人共生センター」への参画や、全国のハローワークの外国人支援拠点と地方公共団体の一元的な相談窓口との更なる連携、企業のインターンシップ受入れを促進するなど、留学生の国内就職支援の強化など、外国人材の受入れから定着まで、しっかりと支援を行い、外国人が安心して就労・生活できる環境整備を引き続き進めてまいります。

○森法務大臣 ありがとうございます。次に、梶山経済産業大臣から御発言願います。

○梶山経済産業大臣 留学生は、我が国の教育機関で高度な専門性や日本語能力を身に付けているととても貴重な人材です。

企業でも、海外への事業展開やインバウンド対応のため、留学生に対する採用意欲は高まっており、留学生が重要な戦力として採用され、活躍しているケースが増えています。

留学生の採用に成功している企業には、日本語能力試験の成績にこだわることなく、業務に必要な能力や専門性を評価して採用しているなど、取組に特色が見られます。

経済産業省では、文部科学省・厚生労働省とともに、留学生の採用や採用後の活躍に向けて企業が取り組むべきポイントや成功事例などを年度内に取りまとめる予定です。

取りまとめたポイントや成功事例が、産業界や大学で活用され、留学生の採用や採用後の活躍が広まっていくよう、関係省庁とも連携し、経済団体や大学等に周知徹底してまいります。

○森法務大臣 ありがとうございます。議題2に関して、他に御発言はございますか。

(発言なし)

本案について御了解いただいたものとさせていただきます。

最後に、プレスを入室させます。

(報道関係者入室)

○森法務大臣 官房長官から御発言があります。

○菅内閣官房長官 深刻化する人手不足に対応して、即戦力となる外国人材を受け入れるために、新たな在留資格である「特定技能」をこの4月からスタートしました。

現状で試験合格者は約5千人ですが、今年度内に、対象となる全14分野で受験者数1万人以上の規模にて試験を実施する予定です。

また、現在、試験が実施できているのは国内に加えて海外6か国ですが、各国との交渉を政府一丸となって加速させ、試験実施国を拡大いたします。

また、昨年末に決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、自治体の一元的相談窓口への支援の拡大、技能実習生について、日本人との同等報酬の確認を徹底するとともに、人権侵害などやむを得ない場合には実習先の変更が可能なことの周知、留学生の日本語能力の多様性に応じた企業の採用・待遇などについて経済団体への周知などを盛り込みました。

いまや「外国人が国を選ぶ」時代です。「住んでみたい国」「働いてみたい国」を目指して、引き続き、法務省を中心に関係省庁が緊密に連携をして、取り組んでいただくようお願いいたします。

○森法務大臣 ありがとうございました。プレスの皆様方は、ここで御退出ください。

(報道関係者退室)

○森法務大臣 それでは、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

(以上)